

## 「日米地位協定」

2019年07月24日

「日米地位協定」に関しては、不平等が指摘され、差別的な実態を見せられて来た。岩波の月刊誌『世界』の8月号に、沖縄国際大学大学院教授の前泊博盛氏の論考「『主権』を侵害する日米地位協定 沖縄県『欧州調査』が暴いた日本政府の“嘘”」を読み、想像していたとはいえ、衝撃を受けた。前泊氏は下記の言葉で論考を書き始めている。「日本は米国の紛れもなく『属国』である。そう断言したくなる調査報告書が四月、公表された。沖縄県が二年がかりで取り組んできた米軍との地位協定に関する『他国地位協定調査報告書（欧州編）』以下「報告書」である。」沖縄県が公表した「報告書」はドイツ、イタリア、イギリス、ベルギーの実態調査から、米軍に傳く「属国」的処遇に甘んじ続けてきた日本との違いを克明に浮き彫りにしている。日本政府の「嘘」とは「一般国際法上、米軍には日本の法律は適用されない」という「嘘」で、この「嘘」が罷り通っている。在日米軍には「国内法」が適用されない。米軍には日本の「航空法」の適用を免除し、米軍機の爆音被害、汚染物質の調査は阻まれてきた。国際法の専門家たちは「国際法上、駐屯軍には国内法が適用できる」を、共通の見解としている。「報告書」によれば、「受入国の法令は適用されない」とする日本に対し、ドイツは「演習・訓練実施に関してはドイツ法令が適用」され、イギリスは「英国に駐留する外国軍に関する規定を定めること等を目的とした国内法である駐屯軍法」を制定し、管理している。米軍の訓練・演習において、「法令で定めるものを除き、適用しない」と国内法適用を除外し、米軍の訓練の時間や詳細な情報が「日本側に通達されることは通常ありません」と稲田元防衛大臣が言い切っている。一方、イタリアの航空管制は「イタリアの直接的責任」となっている。首都圏の空は広大な範囲を米軍管制空域として抑えられ、羽田空港の離発着にも米軍の意向を伺う日本とは大きな違いがある。ベルギーでも領域上空を運行する場合は「航空院を管轄する大臣の許可を必要」とし、軍用機の場合は「ベルギー国防省の許可を必要」となっている。日米地位協定では、米軍の財産について、捜索、差し押え、検証を行う権利を行使できないことになっており、事故が起きても、立ち入り調査を米軍に拒否され、捜査を断念させられている。大型ヘリCH53が不時着・炎上した時、岸田文雄前外相も立ち入りを拒否され「誠に遺憾である」とコメントし、帰任している。ドイツでは、米軍を抑えて「ドイツ軍が現場を完全に保持」した。環境調査でも「ドイツの法律に基づき、ドイツ側が行い、調査に要した費用は米軍が支払った」と報告されている。イタリアでは、イタリア検察がフライトレコーダーなどの証拠品を押収し、米側と共同で事故調査を行っている。世界100ヶ国以上と地位協定を結んでいる米国は、特別な取り決めがない限り、「受入国の法律が適用される」との認識を持っていることが、今回の調査で確認されたという。

日本弁護士連合会も「ドイツ・イタリアのNATO軍（米軍）の基地調査報告書」で日米地位協定の「不平等性」「不公平性」を明らかにしている。日米地位協定に関し、一度も改定は行われず、日本の主権は全く保持されていないのが実情である。

ロシアのプーチン大統領と安倍晋三首相は幾度か会談し、北方四島の返還問題を話し合ってきた。最近は、「二島返還論」が浮上している。辺野古新基地建設において、沖縄県民の意思を無視して強行している状況を見て、プーチンは返還した島に米軍基地を建設されることを恐れている。日本は自国で決める主権を有していない国であることを見透かされ、二島返還でさえ困難になっているのではないかと私は思う。「日本を取り戻す」と繰り返す安倍首相は何を取り戻すと言うのか。期待できないが、まず「主権の回復」である。